

海上公園撮影許可基準および注意事項

1 撮影可能時間

6：00～24：00（準備・撤収時間を含む） *一部エリアでは異なる時間制限を設定しております。

※ 土曜日・日曜日・祝日は、規模の大小にかかわらずVTR撮影は出来ません。

2 窓口（電話）受付時間

9：00～15：00 *撮影予約申込および占有許可申請に係る手続きの受付時間です。

〒135-0091 東京都港区台場1-4 お台場海浜公園管理事務所

TEL：03-5500-2455 / FAX：03-5500-2456

3 撮影許可区域

- ①お台場海浜公園、②シンボルプロムナード公園、③青海北ふ頭公園、④青海南ふ頭公園、
⑤水の広場公園、⑥青海中央ふ頭公園、⑦暁ふ頭公園、⑧有明西ふ頭公園、⑨東八潮緑道公園、
⑩青海緑道公園、⑪有明北緑道公園、⑫有明親水海浜公園

※ 噴水、滝及び小川等の人工施設は、保守点検及び清掃作業等により稼働を休止する場合があります。

※ 緊急工事等により撮影許可できない場合がありますので、あらかじめお電話にてご確認ください。

4 撮影禁止区域

- 占有を許可された場所以外の区域 ※予約場所以外は一切使用できません。
- 駐車場
- トイレ及びその周辺
- 別紙の撮影受付用の各公園「地図」で示した撮影禁止の範囲

5 撮影禁止事項

※ 公園は一般のお客様の利用が優先となっており、撮影は公園の目的外使用という位置付けになっています。
撮影ルールの一部条件を除き、撮影においても公園ルールで禁止されている行為は一切できません。

- (1) 水域に入っでの撮影
- (2) 火気使用（花火・焚き火・キャンプファイヤー等）、キャンプ及びこれを連想させる行為
※バーベキューシーンの撮影は火気取扱可能区域内（バーベキュー可能エリア）のみ撮影可能
- (3) 指定区域外で釣りを行っているシーン
- (4) スポーツシーン（スケートボード・ローラーブレード・球技等）
- (5) 楽器での音出し行為を伴う撮影
- (6) 車両（自動車・オートバイ、電源車や機材車等）の乗り入れ
- (7) セット等の大掛かりな設置物を必要とする撮影
- (8) 暴力・乱闘・ヌード等、公園のイメージを損なう撮影
- (9) 動物を伴っでの撮影（ノーリードの犬を使う等）

- (10) 大音量を出す内容や臭気を伴う撮影、大規模な場所取り、危険行為の撮影
- (11) 景観を著しく変更、公園施設(樹木等を含む)の損傷等により直ちに原状回復ができない恐れのある撮影
(例) 雨を降らせるシーン、大型送風機の使用、植栽など
※公園施設を汚損・破損等した場合は、担当者立会いのもと原状回復していただきます。
- (12) 大幅な通行規制または排除等、一般来園者の公園利用の妨げとなる行為や公園施設を占拠する撮影
(例) 幅の狭い園路、休憩所及びベンチ等を使用した撮影
- (13) 出演者・モデル等の更衣室はありません。また、周辺道路での路上駐車は絶対にお止め下さい。
- (14) テント・タープを使用する撮影
- (15) ラジコン(ドローンを含む無線式操縦のもの)を使用する撮影

※その他、公園の管理上支障があると判断した場合は、上記以外でも撮影をお断りすることがあります。

6 持込可能機材

園内に持ち込み許可できる機材は次のとおりです。

※下記以外にも公園管理に支障を及ぼす恐れのある物は使用できませんので事前にご確認ください。

- カメラ・モニター・三脚・レフ板・ガンマイク・バッテリーライト・ケーブル
- 発電機(手で持ち運べる物)/発電機周辺には消火器の設置とカラーコーン等の囲いをお願いします。
- イントレ(最大3m)、カメラクレーン(カメラのみ搭載するもので最大5m)・レール(15m以内)
イントレ、カメラクレーン、レールを使用する場合は養生が必要です。
また、園路の狭い部分では使用を許可することはできませんので、使用の可否は事前にご確認ください。
- 出演者・モデル等の小道具(ただし禁止事項にかかるもの及びそれを連想させるものは不可)

7 撮影の手続き

- 撮影当日は、撮影準備を開始する前に「占用(撮影)許可」の申請手続き(撮影料の支払い)を行ってください。
※許可申請時にお支払いいただいた占用(撮影)料は返金できませんのでご注意ください。
- 撮影予約のキャンセルは、前日までに電話(03-5500-2455 ※受付時間外の場合は FAX03-5500-2456)による連絡が必要です。止む得ない事情により前日電話ができない場合は撮影開始時刻までにご連絡ください。
- 予約確定後の撮影内容の変更は原則できません(例:撮影時間、撮影場所、持込機材等の変更)
万が一、撮影内容を一部変更する場合は、再審査が必要となりますので早めにご相談ください。

≪許可条件に違反したときは、占用(撮影)許可を取り消しすると共に、以後の撮影をお断りする場合があります≫